

大分大学医学部附属病院における救急救命士による救急救命処置等の実施に関する内規

令和7年3月27日制定

令和7年医学部附属病院内規第4-1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院高度救命救急センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-2号）第6条の2の規定により、重度傷病者に対する救急救命士による救急救命処置及び救急救命処置以外の業務（以下「救急救命処置等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(救急救命処置等の場所)

第2条 救急救命士の救急救命処置の場所は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 病院前救護活動の現場及び救急車内
- (2) 高度救命救急センター外来
- (3) 大規模災害発生時における災害現場

2 救急救命士の救急救命処置以外の業務の場所は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本院の院内
- (2) 本院が主催又は関与するイベント等の会場内
- (3) その他病院長又は医師が必要と判断する場所

(救急救命処置の内容)

第3条 救急救命士は、前条第1項に規定する場所において救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「法」という。）で定める救急救命処置を医師の指示の下で行う。この場合において、救急救命処置の内容は法及び本院で定める救急救命処置の範囲から外れてはならず、処置手順等は大分県救急搬送協議会が定める大分県（標準）救急活動プロトコールに準ずるものとする。

2 救急救命士に対して救急救命処置の実施の指示を行うことができる医師は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、初期臨床研修医については、指示を行うことができない。

- (1) 高度救命救急センターの医師
- (2) 救急搬送患者の診療に関し、十分な経験を有する診療科の医師

(救急救命処置以外の業務内容)

第4条 救急救命士は、第2条第2項に規定する場所において、次の各号に掲げる救急救命処置以外の業務を行う。

- (1) 医師、看護師等医療従事者の診療及び処置介助
- (2) 患者に対する院内搬送、更衣、清拭、移動介助、体交等のケア
- (3) 病院前活動における医師、看護師等医療従事者の診療及び処置介助並びに安全管理
- (4) 本院の救急車両等の運転、走行安全管理及び車内整備
- (5) 消防機関からの受入れ要請に対応する記録の作成
- (6) 環境整備、検体搬送等患者環境に関する活動
- (7) 問診、電話対応等の患者対応
- (8) 各種検査の説明、同意書の受領及び入院時の説明
- (9) 外来・入院台帳、症例データベース等への情報登録
- (10) その他病院長又は医師が必要と認める業務

(救急救命処置等実施委員会)

第5条 救急救命処置等の業務を適切に実施できるように管理するため、大分大学医学部附属病院救急救命処置等の実施に関する委員会（以下「救急救命処置等実施委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第6条 救急救命処置等実施委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、及び実施する。

- (1) 救急救命士が実施する救急救命処置等に関する方針の策定に関すること。
- (2) 救急救命士の救命救急処置等の質の維持、向上のための研修及び実習に関すること。
- (3) 救急救命士が実施した特定行為に関する検証及び実施報告に関すること。
- (4) その他救急救命士による救急救命処置等の実施に関し必要な事項

(構成)

第7条 救急救命処置等実施委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高度救命救急センター長
- (2) 高度救命救急センター運営会議の委員のうち、循環器内科、脳神経外科及び整形外科の医師 各1人
- (3) 手術部長又は麻酔科の医師 1人
- (4) 医療安全管理部の職員 1人
- (5) 医療技術部長
- (6) 高度救命救急センター担当看護師長
- (7) 救急救命士 若干人
- (8) 医事課長又は副課長 1人
- (9) その他病院長が必要と認める者

2 前項第2号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員は、病院長が指名する。

(任期)

第8条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 救急救命処置等実施委員会に、委員長を置き、第7条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて救急救命処置等実施委員会を招集する。

3 委員長は、救急救命処置等実施委員会に関する業務の状況、審議結果等について、必要に応じて病院長に報告の上、意見を具申する。

4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第10条 救急救命処置等実施委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 救急救命処置等実施委員会の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより救急救命処置等実施委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の救急救命処置等実施委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第12条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、委員からの申出により、

代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(検証及び実施報告)

第14条 救急救命処置等実施委員会は、第6条第3号に規定する救急救命士が実施した特定行為に関する検証及び実施報告に関し、次の各号に掲げるとおり行う。

- (1) 特定行為を行った場合には、検証表を作成し、本院の救急専門医から検証を受ける。
- (2) 法で定める救急救命処置の実施状況について、毎月月初めに前月分の報告を行う。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、救急救命士による救急救命処置等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。